

	御意見の概要	御意見に対する6省の考え方
1	<p>実火災においては、その緊急性からして汚染物回収用のシート敷き等、省令案を準用した事前対応を励行するわけにもいかないことから、非常時(実火災時あるいは誤放出等事前対応が不可能なとき)の措置に関する特段の規定(「適用除外条項」等)を追加するか、別途、通知等でその対応を周知させるべきものと思われる。</p>	<p>火災時の使用については、本省令の対象としておりません。 なお、誤放出等によって泡消火薬剤等が漏出した場合については、本省令第六条の規定に則って漏出処理措置をして頂くことになります。</p>